

「辺野古アセスを提出するな！」12・15緊急集会が開かれる

田中沖縄防衛局長の更迭、一川防衛大臣の問責決議採択という事態で、辺野古新基地建設への国の手続の第一歩となる国が行った辺野古の「環境評価（アセスメント）書」（国が環境調査の過程で自然破壊をするなど建設可能を結論付けるように作成した）を沖縄県に提出することを、政府が年内に実行する意図であることが明確になってきた。

12月15日の6時30分から市ヶ谷の自治労会館6階大ホールで「辺野古アセス反対 沖縄の民意を踏みにじるな 12・15緊急集会」が、平和フォーラム、沖縄一坪反戦地主会などの呼びかけで開催され、伊達判決を生かす会などもこれに応じて会員が多数参加した。準備が短時間であったが約200人の参加者で会場が溢れた。集会には、沖縄からは崎山嗣幸県会議員（平和運動センター議長）、安次富浩さん（へり基地反対協）、沖縄等米軍基地問題懇談会会長の川内博史衆議院議員（民主党）も参加、評価書提出阻止の対政府行動に全力を尽くす決意を表明した。

「沖縄から直接の声をアメリカへ」訪米団

集会で、「米軍基地に苦しむ沖縄の声を直接アメリカに伝えるべく、1月21日から1週間の予定で、国会議員、県会議員や基地反対・平和運動団体、与儀君遺族を支える会などの代表30人が渡米し、政府機関、連邦議員、市民団体などに会う。」行動計画が報告され、この行動を財政面で支援しよう、という呼びかけがあった。（振り込み口座：01790-141587「アメリカへの声を届ける会」宛にカンパを送ろう！）

「日米地位協定を改訂せよ！」 与儀君遺族を支える会が玄葉外相に署名手交

今年1月12日に沖縄で米軍属の誤った運転により自動車事故死の被害者となった与儀功貴さん（当時19歳）の遺族や友人が中心になってつくられた「与儀功貴君を支える会」の5人の代表が12月13日に沖縄から上京し、玄葉外務大臣に「交通死亡事故を起こした軍属の不起訴処分に抗議し、日米地位協定の改定を求める署名」73,000余筆を提出、「日米地位協定」の改訂要求を強く突きつけました。与儀青年の死亡事故を起こした米軍属男性は、那覇地検がこの3月に日米地位協定のもとづき不起訴と決定していましたが、遺族（母親）の申立てにより那覇検察審議会が「起訴相当」とし、11月24日には米側が例外的な「好意的配慮」により日本の裁判権を認め、那覇地検が起訴しました。外相に提出されたこの署名の中には、当会が集めた280筆も含まれています。

「思いやり予算を被災地へ」署名運動からハガキ

「思いやり予算を被災地へ」署名運動事務局から当会事務局に、署名運動（現在約3万筆集約）へのお礼と報告・引き続き協力要請のハガキが寄せられました。なお、会員から事務局に寄せられ上記に送った署名数は141筆です。引き続き署名運動は継続されています。署名用紙が必要な方は、事務局長・吉沢までご連絡下さい。

1. 私は1949年6月に20才で日本鋼管川崎製鉄所(現在はJFE)に入社した。1950年10月に共産党員と支持者がレッドパージで解雇される際に、職場で解雇に反対か賛成かの採決が行われ、「反対する者は次のパージの対象者だ」と会社から脅かされ賛成した。
2. 1955年砂川町(現立川市)で町議会ぐるみで「基地拡張反対同盟」が結成され、立川基地拡張反対斗争が始まる。私は組合員として自主的な応援に参加して1956年10月12日、13日に警官に殴られる暴力を受けた。翌年3月の組合の役員選挙で専従執行委員となり組合の指示で組合員数名と一緒に7月8日の基地内民有地の測量反対の示威行動に行き9月22日に逮捕され起訴されて1959年3月30日の“伊達判決”(東京地裁第1審)で無罪。その後、日米の密議で跳躍上告、田中耕太郎裁判長(最高裁長官)による原審破棄差戻し判決となる。国際問題研究者・新原昭治さんが発見した駐日大使の極秘公電で、田中が大使に公判の見通しを語っていることが明らかになった。
3. 専従執行委員になって、総評の松川事件対策協のもとに松川事件の支援に関係する。1949年福島県の松川で列車転覆事故が起こり、労働者3人死亡。東芝と国鉄の労働組合活動家20人が、社会の混乱を目的にして惹き起こしたとして逮捕され、14年間のたたかひの結果、事件は他の何者かによるでっち上げであることが明らかになり、1963年9月12日全員無罪となる。

その後、私は一昨年ぐらいからレッドパージ、松川事件該当者の名誉回復や事件の真相究明運動に積極的に参加して、「田中耕太郎最高裁長官が砂川事件だけではなくレッドパージ、松川事件にも政治的に反国民的に関与した」ことを知り、その事実をより多くの人に知ってもらいたいと強く思った。

1. レッドパージについては「名誉回復と国家賠償」を求めて2002年に全国連絡センターが結成され、特別法制定を求める国会請願、日本弁護士会に人権救済申立運動と裁判斗争に取り組んできた。裁判は今年5月に、原告らの申請却下という判決が出たが、この裁判中にて北海道教育大学の名誉教授・明神勲さん(わが会で制作したCD-ROMを購入してくれた)が証人として出廷し国会図書館で入手したGHQ文書を明らかにした。それはホイットニー民政局長と田中耕太郎長官の会談(1950年8月7日)で田中長官が「パージはGHQの指示指令にしてくれ」と要請したが民生局長に「指令は出せないが、レッドパージ推進は後押しする」と指令要請は断られた。しかし、田中は助言に謝意を表したと記されている。これを受けて田中最高裁長官は、「占領軍の指示だ」として各裁判所に通知しすべてのレッドパージ裁判でこれを適用させた。今年の裁判の判決では、この明神教授の「田中の司法の公正・中立。憲法遵守からの逸脱」という指摘になんら反論もしなかった。思想信条の自由を奪ったレッドパージは明確な憲法違反であるにも関わらず、それを実施するために事実を歪曲して占領軍マッカーサーの指示であるから各裁判所は指示どおり「パージを認めよ」と働きかけた。田中が、アメリカ追随の日本の政治姿勢

を作るのに最高裁長官の立場を利用して積極的に動いた人間であることを示す事実の一つである。

2. 一昨年、松川事件60周年記念集会在福島大学で行われた。その際に報告されたのは、有名な作家の広津和郎さんが投稿した「松川事件の被告は無実と確信する」内容の一文を掲載した中央公論社に対し、田中長官が「何故掲載したか」と詰問し、最高裁自ら「表現の自由」の権利を侵害した事実である。これに加えて、1955年5月の「高等裁判所長官、地方裁判所、家庭裁判所所長合同会議」の席上で、広津さんの一文を非難する形で「国家社会の存立のために」裁判官は「世間の雑音に耳をかすな」と訓辞をした。
3. 1955年12月22日田中長官が最高裁の調査官たちを公邸に招いてご馳走し「鈴木裁判長が松川事件で大変苦勞したから慰勞の意味でもいいところの所長にしてあげなくては」と語り（伊達秋雄さんが『判例時報267号』で「退官の弁」で記述している）、その後鈴木判事は秋田地方裁判所の所長となる。

(注)鈴木判事は1950年12月22日二審で有罪判決を下した判事

この他、田中長官は、

◆1961年仙台高裁松川事件の差戻し審で「無罪判決」を下した門田裁判長を福岡の家庭裁判所に左遷。

◆1958年の伊達判決の破棄について自ら裁判長を務める公判中に駐日米大使と密談。

◆「松川事件の国家賠償訴訟」の判決を行った東京地裁の白石健三裁判長を福島家庭裁判所に。

◆退官の置土産として1960年東京都公安条例の「合憲判決」

など、忠実な部下は栄転させ意に沿わないものは左遷と裁判官人事を意のままにし、司法の政治への従属、憲法保護の放棄という今日の司法の一般的姿勢を築いた張本人である。

(注)伊達さんは田中長官の下で最高裁調査官であり、判事になって伊達判決を出したことで「どう処遇されるかを知っている」として退官。法政大学名誉教授、弁護士として活躍した。

<伊達判決を生かす会

共同代表 坂田茂 記>

伊達判決より抜粋

禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従つて日米安全保障条約によつてかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないよう」にすることを決意した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。

かよりなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法才九条才二項前段によつて禁止されている陸海空軍その他戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。

伊達判決を生かす会 <2011年の主な活動報告>

1. 砂川裁判記録(CD-ROM)

5月に完成した「砂川事件刑事訴訟(裁判)記録-CD-ROM-」を普及する活動では、朝日、毎日、読売、東京新聞の東京版や三多摩版、新聞赤旗の全国版(7月の内藤弁護士の推薦文など2回にわたる)をはじめとするいくつかの運動団体や法曹界の刊行物やホームページ、全国の大きな自治体や主要大学の図書館への案内文の送付による宣伝などで、今日までに約300枚が会員以外の人や図書館にわたっています。もっと広げるために、このCD-ROM(1冊2000円)の普及活動をお願いします。申込先は、FAX:03-3239-7870(自治退)です。

2. 会代表の沖縄訪問

4月17~21日に4人の共同代表など7人の会員が、初めて会の代表団として沖縄を訪問し、伊波洋一さん(県知事候補)や宜野湾市長、名護副市長、辺野古や高江で座り込みをしている人たちをはじめ、基地反対運動を闘っているさまざまな団体や個人と、交流、会が沖縄の運動に積極的に協力・参加することや、本土での基地反対の運動を進める諸団体との連携の行動強化のきっかけをつくりました。

3. 横田基地反対運動との交流

5月28日には、横田基地視察を行いました。視察の後に砂川公民館で、横田周辺で運動を続けているいくつかの運動団体との交流、秋の横田集会の成功を目指すことを確認しました。

4. 「砂川事件と安保条約」と題して、内藤功弁護士が講演

9月10日には、砂川事件裁判の252人の大弁護団の事務局長であった内藤功弁護士(元参議院議員)に講演していただきました。

5. 厚木爆同(爆音防止同盟)との交流会

9月28日には、神奈川県の大和市民を中心に、厚木基地の爆音や飛行事故などの住民被害の問題に60年以上取組んできて、7000人を超える原告で第3次爆音訴訟をたたかっている厚木基地爆音防止同盟を、当会員12人が大和市の事務所に訪れ、基地の実態や運動の歴史・現状の説明、基地視察の後、砂川闘争のビデオ上映と意見交換をしました。

6. 明田川融氏の日米地位協定についての講演

10月8日の会員の集まりでは、明田川融さん(法政大学など数大学の講師)から「日米地位協定の刑事裁判権について、米国一辺倒であり、運用は米軍の治外法権となっている。」を講演していただきました。

7. 10.15「横田基地もいらない市民集会」

10月15日には、福生市の中央公民館で「横田基地もいらない市民集会」が行われ、多数の当会員を含む650人が参加、集会後、基地までデモ行進を行いました。

8. 12・3「普天間と連帯する東京の集い」

麻布米軍ヘリ基地反対実行委員会などの呼びかけで、芝の機械工具会館で行われた12・3「普天間と連帯する東京の集い」に、当会からの十数人を含む150人が参加しました。

9. 署名運動

沖縄のそれぞれの人や団体が呼びかけている「米軍族による交通死亡事故不起訴処分に抗議し日米地位協定の改定を求める署名」と「思いやり予算は被災地へ」要求署名の二つの署名運動に会として取り組みを進めています。

10. 沖縄意見広告運動への参加

「普天間基地即時撤去、辺野古新基地建設断念」を求める意見広告をメディアに掲載する沖縄意見広告運動は、第1期(5月19日朝日新聞など)、第2期(9月11日~5日間にアメリカのNYタイムスのweb欄)の意見広告を掲載し、アメリカでも大きな反響を呼びました。

第3期は、沖縄代表団が訪米する来年1月21日に、ワシントンポストへの掲載をweb欄を準備中で、早急な資金カンパが求められています。